乳児等通園支援事業
運営規程

善通寺市

善通寺市立竜川保育所乳児等通園支援事業運営規程

(施設の名称及び所在地)

第１条　善通寺市が設置し、乳児等通園支援事業を実施する保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１)名称　　善通寺市立竜川保育所

（２)所在地　善通寺市原田町２８９番地

(乳児等通園支援事業の目的及び運営方針)

第２条　善通寺市立竜川保育所（以下「当園」という。)が運営する乳児等通園支援事業は、利用乳幼児に対して、適切な遊び及び生活の場を提供するとともに、利用乳幼児及びその保護者の状況や育児環境を把握し、子育てに関する情報提供や助言、支援を適切に行うことを目的とする。

２　当園は、保育所保育指針(平成２９年３月３１日厚生労働省告示第１１７号)に従って、運営方針を次のとおりとする。

（１)十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で利用乳幼児の様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。

（２)健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を養うこと。

（３)人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを養うこと。

（４)生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを養うこと。

（５)生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養うこと。

（６)様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを養うこと。

(提供する乳児等通園支援事業の内容)

第３条　当園は、児童福祉法(昭和２２年法律第１６４号)、子ども・子育て支援法(平成２４年法律第６５号)並びにその他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に準じ、以下に掲げる乳児等通園支援を提供する。

（１)保育の提供

（２)食事の提供

（３)子育てに関する相談支援

（４)その他保育に係る行事等

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第４条　当園が乳児等通園支援を提供するに当たり、職員の職種及び職務内容は次のとおりとする。ただし、職員の配置については、善通寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営

に関する基準を定める条例（令和７年善通寺市告示第３１号）で定める配置基準以上の人数とする。

職種	職務内容
所長	乳児等通園支援の質の向上、職員の資質の向上に取組むとともに、事業所や職員の管理、業務の管理及び事務を一元的に担う。
保育士	乳児等通園支援に従事し、乳児等通園支援の計画及び個別の指導計画の立案をし、その計画に基づきすべての利用乳幼児が安定した生活と充実した活動ができるように業務を行う。
栄養士	利用乳幼児の発達段階に応じた授乳、離乳食、乳幼児食に係る献立を作成するとともに、当該事業所全般の食育を行う。
調理員	献立に基づく調理業務及び食育に関する業務を行う。
看護師	利用乳幼児の保健管理を行う。

(乳児等通園支援の提供を行う日、時間並びに乳児等通園支援の提供を行わない日)

第５条　乳児等通園支援を提供する日は、月曜日から金曜日までとする。

２　乳児等通園支援を提供する時間は、１回の利用につき、午前９時から正午までの連続する３時間とする。

３　乳児等通園支援の提供を行わない日は次のとおりとする。

（１）土曜日及び日曜日

（２）国民の祝日に関する法律(昭和２３年法律第１７８号)に規定する休日

（３）１２月２９日から翌年１月３日まで

（４）その他施設長が指定した日

(利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額)

第６条　当園は、次の項目について、乳児等通園事業の利用に際し必要となる費用を利用乳幼児の保護者から受領するものとする。

費用の種類	金額	内容、支払を求める理由
利用料	１５０円/ ３０分	職員の研修等、良質な乳児等通園支援を提供するための必要な取り組みを行うために徴収する。 遅刻、早退があった場合は利用時間に応じて３０分単位で利用料が発生する。た

		だし、利用時間が１時間未満の場合は１時間分の利用料とする。
給食費・おやつ代	・給食費 ３００円／回 ・おやつ代 １００円／回	利用乳幼児の給食、おやつ代
超過料金	２５０円／３０分	予約時間を超過して利用をした場合の超過料金。 料金は３０分単位で計算する。
その他	実費費用	その他、実費費用が必要な場合は、あらかじめ保護者に周知する。

(利用料の減額)

第７条　乳児等支援支給認定証にて負担軽減加算の適用が確認できた場合は、公定価格の単価に応
じて利用料を減額する。

(利用定員)

第８条　１時間当たりの利用定員は３人、月当たりの利用定員は６０人とする。

(利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第９条　当園は、利用乳幼児の保護者から当該事業の利用申し込みがあった際は、当該利用乳幼児及びその保護者の状況を把握するための面談を事前に行うものとする。

２　当園は、前項の面談を行うときは、運営規程の概要、職員の勤務の体制及び利用者負担に関する事項その他提供する乳児等通園支援に関して重要事項を記載した文書を利用乳幼児の保護者に対し交付して説明を行い、同意を得るものとする。

３　当園は、利用乳幼児の保護者から当該事業の利用申し込みを受け、はじめて当園の乳児等通園支援を提供する際は、当該利用乳幼児の保護者から子ども・子育て支援法第３０条の１５第３項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受け、子ども・子育て支援法施行規則(平成２６年内閣府令第４４号)第２８条の２４各号に掲げる事項を確認するものとする。

４　当園は、当該事業の利用乳幼児が次のいずれかに該当するときは、乳児等通園支援の提供を行わないものとする。

(１)利用乳幼児が３歳の誕生日の前々日を超えたとき。

(２)保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所等の在園児となったとき。

(３)利用乳幼児が当該事業に係る利用認定を取り消されたとき。

(４)その他当該事業を利用するにあたり、重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第 10 条　当園の職員は、乳児等通園支援の提供を行っているときに利用乳幼児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用乳幼児の家族等に連絡をするとともに、連携する医師又は利用乳幼児の主治医に相談する等の措置を講じる。

２　乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、善通寺市及び利用乳幼児の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

３　乳児等通園支援の提供により利用乳幼児に対して賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害を賠償する。

(非常災害対策)

第 11 条　当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月１回避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第 12 条　職員は、いかなる場合であっても、本事業の利用乳幼児に対し、児童福祉法第３３条の１０第１項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与えるいかなる行為もしてはならない。

２　当園は、本事業の利用乳幼児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情に対する措置)

第 13 条　当園は、その提供した乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者その他の当該利用乳幼児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、以下の必要な措置を講ずるものとする。

(１)苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。

(２)苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

(３)提供した乳児等通園支援に関する利用乳幼児等からの苦情に関して善通寺市が実施する調査に応じる。

(４)子ども・子育て支援法第３０条の１３において準用する同法第１４条第１項の規定による報告徴収及び立入検査を善通寺市が実施した場合は、これに応じるとともに、善通寺市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を講じるものとする。

(５)善通寺市からの求めがあった場合には、改善の内容を善通寺市に報告する。

(秘密保持)

第 14 条　当園の職員及び職員であった者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用乳幼児及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　当園は、教育・保育施設等、他の乳児等通園支援事業者、地域子育て支援事業を行う者

その他の機関に対して、利用乳幼児に関する情報の提供をする際には、あらかじめ文書により利用乳幼児の保護者の同意を得るものとする。

（記録の整備）

第15条　当園は、提供した乳児等通園支援に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

（１）乳児等通園支援の実施に当たっての計画

（２）乳児等通園支援に係る提供記録

（３）市町村への通知に係る記録

（４）利用乳幼児の保護者等からの苦情内容等の記録

（５）事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（その他）

第16条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。